

旭川市精神障害者医療費助成条例施行規則取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市精神障害者医療費助成条例施行規則（昭和53年旭川市規則第9号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(申請及び認定)

第2条 規則第3条に規定する申請について、その内容を審査し、旭川市精神障害者医療費助成条例（昭和53年旭川市条例第6号。以下「条例」という。）第3条に規定する資格があると認めたときは、精神障害者医療費助成受給資格認定通知書（要領様式第1号）を、当該資格がないと認めたときは、精神障害者医療費助成受給資格不認定通知書（要領様式第2号）を当該申請者又は対象者に交付するものとする。

(受給資格の更新)

第3条 条例第3条に規定する資格がないと認めたとき又は規則第4条に定める日の翌月の初日から遡って2年間請求がないときは、同条に規定する受給資格の更新をしないものとし、精神障害者医療費助成受給資格認定取消通知書（要領様式第3号）を前条の申請者又は対象者に交付するものとする。

(助成金の請求)

第4条 対象者が死亡し、規則第5条に規定する助成金の支給を受けようとする者が、民法（明治29年法律第89号）第5編第2章に規定する相続人（以下「相続人」という。）であるときは、その者を助成金の請求及び受領に係る申立人（以下「申立人」という。）とし、助成金を一括して支給するものとする。この場合において、申立人は、同条第1号に掲げる書類のほか、同条に規定する精神障害者医療費支給申請書に代えて、精神障害者医療費助成の請求及び受領に係る申立書（要領様式第4号）を、同条第2号に掲げる書類として、相続人であることを証する書類を市長に提出しなければならない。

(調査に係る同意書)

第5条 規則第3条第4号に規定する書類には、条例第5条及び第6条並びに規則第4条の規定に基づく審査及び確認のため、保険医療機関及び官公署等の関係機関に対する調査に係る同意書（要領様式第5号）を含むものとする。

(日割計算)

第6条 条例第4条及び規則第2条に規定する助成の範囲の算定について、月の中途に生じた事由により、その範囲が規則第5条に規定する書類において証する医療費の一部に限られるときは、その月の実日数を基礎として日割計算により算定するものとする。

2 前項の規定により算定した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

この要領は、平成28年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月26日から施行する。

要領様式第 1 号

精神障害者医療費助成受給資格認定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

旭川市長 印

(担当)

令和 年 月 日付けで申請のあつた精神障害者医療費助成受給資格については、次のとおり認定したので通知します。

1 対象者

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 加入する医療保険 被保険者名 記号番号
保険者名

2 注意事項

- (1) 氏名、住所、加入する医療保険に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出てください。
- (2) 受給資格がなくなつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出てください。
- (3) 受給資格は、隔年の 3 月に更新します。その際に、受給資格がないと認めたとき、又は助成金の請求が 2 年間行われていないときは、その資格を取り消します。
- (4) 助成金の請求は、対象者が保険医療機関において療養を受けた日の翌月の初日から起算して 2 年以内に行わなければなりません。

(担当)

旭川市

電話 (0 1 6 6) —

旭川市精神障害者医療費助成条例（抜粋）

（助成対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、保険医療機関に入院している本市に1年以上住所を有する精神障害者で、医療保険各法による被保険者又は被扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては医療費の助成は行わないものとする。

- (1) 法第29条に規定する知事による入院措置を受けている者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (3) 旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年旭川市条例第37号）による医療費の助成を受けている者
- (4) その他国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受け、又は受けることができる者

（届出義務）

第7条 対象者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所等を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなつたとき。

（権利の消滅）

第10条 この条例による医療費の支給を請求することができる権利は、対象者が保険医療機関において療養を受けた日の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、消滅する。

旭川市精神障害者医療費助成条例施行規則（抜粋）

（受給資格の更新）

第4条 市長は、条例第5条の規定により精神障害者医療費助成受給資格の認定を受けた者に対し、隔年の3月1日から同月31日までの間に資格の更新をするものとする。

要領様式第 2 号

精神障害者医療費助成受給資格不認定通知書

令和 第 年 月 号
日

様

旭川市長 印

(担当)

令和 年 月 日付けで申請のあつた精神障害者医療費助成受給資格認定については、
次の理由により認定をしないこととしたので通知します。

(理由)

(担当)

旭川市

電話 (0 1 6 6) ー

要領様式第 3 号

精神障害者医療費助成受給資格認定取消通知書

令和 第 年 月 号 日

様

旭川市長 印

(担当)

令和 年 月 日付で認定した精神障害者医療費助成受給資格については、
次の理由により取り消したので通知します。

(理由)

(担当)

旭川市

電話 (0 1 6 6) —

精神障害者医療費助成の請求及び受領に係る申立書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

次のとおり、受給資格者の死亡に伴い、私が助成金を受領することを申し立てます。
なお、他の相続人から異議の申出があったときは、私の責任において解決することを確認します。

死亡した受給資格者	(ふりがな) 氏 名	(氏)	(名)
	生 年 月 日	昭和 ・ 平成	年 月 日
	住 所		
	死 亡 年 月 日	年 月 日	

申立人	(ふりがな) 氏 名	(氏)	(名)	
	生 年 月 日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日		
	住 所			
	電 話 番 号	— —		
	死亡した受給資格者との続柄			
	口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 本所 支所	1 普通 2 当座 3 その他
	口座番号		(フリガナ) 名義人	

申立内容	医 療 機 関 名	
	入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	診療等に要した費用	円
	備 考	

死亡した受給資格者に対する相続人	配偶者	子	父母
	いる・いない	いる・いない	いる・いない
	孫	祖父母	兄弟姉妹
	いる・いない	いる・いない	いる・いない

同 意 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所.....

氏 名.....

(昭和・平成年.....月.....日生)

私は、旭川市精神障害者医療費助成条例（昭和 5 3 年旭川市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 5 条及び第 6 条の規定，並びに旭川市精神障害者医療費助成条例施行規則（昭和 5 3 年旭川市規則第 9 号）第 4 条の規定の施行のために必要があるときは，私の次に掲げる事項につき，旭川市が条例第 2 条第 5 項に規定する保険医療機関，及び官公署等の関係機関（以下「関係機関」という。）に対し，必要な書類の閲覧，資料の提供又は報告（以下「資料の提供等」という。）を求めることに同意します。

また，旭川市が資料の提供等を求めたことに対し，関係機関が応じることについて，私が同意している旨を関係機関に伝えて構いません。

- 1 条例第 2 条第 3 項に規定する医療費の領収の状況
- 2 条例第 2 条第 4 項に規定する附加給付の決定及び実施の状況
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条に規定する入院措置に関する決定及び実施の状況
- 4 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の決定及び実施の状況
- 5 旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 4 8 年旭川市条例第 3 7 号）による医療費の助成に係る決定及び実施の状況
- 6 その他国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の決定及び実施の状況

旭川市精神障害者医療費助成条例（抜粋）

（定義）

第2条 略

2 略

3 この条例において「医療費」とは、医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けた者が自己負担すべき額をいう。

4 この条例において「附加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において附加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

5 この条例において「保険医療機関」とは、医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、精神科を標ぼうする医療保険各法による保険医療機関又は保険薬局をいう。

（申請及び認定）

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、認定を受けなければならない。

（助成方法）

第6条 医療費の助成は、対象者に支給することにより行うものとする。

2 略

旭川市精神障害者医療費助成条例施行規則（抜粋）

（受給資格の更新）

第4条 市長は、条例第5条の規定により精神障害者医療費助成受給資格の認定を受けた者に対し、隔年の3月1日から同月31日までの間に資格の更新をするものとする。